

弘済院医師非常勤嘱託職員要綱

1 目的

この要綱は、「大阪市非常勤嘱託職員要綱」に基づき任用される、弘済院医師非常勤嘱託職員（以下「非常勤嘱託職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 任用について

非常勤嘱託職員の選考は、医師免許を有する者の内から面接等により行う。

3 任用期間の更新について

任用期間の更新を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

4 勤務時間について

(1) 非常勤嘱託職員の勤務日及び勤務時間等は下記のとおりとする。

「勤務日数」

1日6時間の勤務時間で週1日または週2日の勤務日

「勤務時間」

午前9時30分～午後4時15分まで

「休憩時間」

午後0時15分～午後1時まで

「休日」

(a) 日曜日及び土曜日

(b) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(c) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(2) 所属長は、前項の規定にかかわらず、業務の性質その他の事由により同項の規定により難いときは、休日を別に定めることができる。

(3) 所属長は、前2項の規定にかかわらず、非常勤嘱託職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替えるものとする。

(4) 前項の規定により休日を他の日に振り替える場合には、あらかじめ、当該休日の翌日から起算して1週間（特に必要があるときは、4週間）以内の日を、振り替えるべき休日として指定するものとする。

5 報酬等について

非常勤嘱託職員の報酬等は次のとおりとする。

「報酬」

- ・ 日額 52,000 円（但し、勤務時間が 3 時間の場合は 26,000 円とする）
- ・ その他、交通費に関しては実費弁償を行う。
- ・ 賃金締切日 毎月月末
- ・ 賃金支払日 翌月 17 日（本務職員に準ずる）

附 則

この要綱は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。